

佐世保工業高等専門学校運営組織規程

(令和8年3月3日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営組織)

第2条 本校に、次に掲げる運営組織を置く。

- 一 企画運営部
- 二 教育運営系
- 三 基盤強化系

(企画運営部)

第3条 企画運営部は、各系の連携を円滑にするための調整を行うものとする。また、校長の命を受けて、本校における教育研究、学内連携及び対外連携に関する企画立案を行う。

2 企画運営部は、専任及び兼任の委員をもって構成する。

3 専任の委員は、次の各号に掲げる教員をもって組織する。

- 一 筆頭副校長
- 二 教務主事
- 三 学生主事
- 四 寮務主事
- 五 教育システム点検室長

4 兼任の委員は、校長が指名する者4名以内をもって組織する。

5 前項に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

(教育運営系)

第4条 教育運営系は、主として教育課程の管理、学生指導、進路指導等に係る業務を行う。

2 教育運営系は、次の各号に掲げるグループをもって構成する。

- 一 機械制御工学科グループ
- 二 電気電子工学科グループ
- 三 情報知能工学科グループ
- 四 化学・生物工学科グループ
- 五 基幹教育科グループ
- 六 専攻科グループ

3 教育運営系の各グループは、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 機械制御工学科グループ
- イ グループ長

グループ長は、機械制御工学科長をもって充てる。

- ロ グループ員
機械制御工学科教員 5 名（うち 3 名は機械制御工学科 3～5 年生の学級担任）
 - 二 電気電子工学科グループ
 - イ グループ長
グループ長は、電気電子工学科長をもって充てる。
 - ロ グループ員
電気電子工学科教員 5 名（うち 3 名は電気電子工学科 3～5 年生の学級担任）
 - 三 情報知能工学科グループ
 - イ グループ長
グループ長は、情報知能工学科長をもって充てる。
 - ロ グループ員
情報知能工学科教員 5 名（うち 3 名は情報知能工学科 3～5 年生の学級担任）
 - 四 化学・生物工学科グループ
 - イ グループ長
グループ長は、化学・生物工学科長をもって充てる。
 - ロ グループ員
化学・生物工学科教員 5 名（うち 3 名は科学・生物工学科 3～5 年生の学級担任）
 - 五 基幹教育科グループ
 - イ グループ長
グループ長は、基幹教育科長をもって充てる。
 - ロ 副グループ長
副グループ長は、教授、准教授、講師及び助教の中から校長が選任する。
 - ハ グループ員
基幹教育科教員 13 名（うち 8 名は全学科 1、2 年生の学級担任）
 - 六 専攻科グループ
 - イ グループ長
グループ長は、専攻科長をもって充てる。
 - ロ グループ員
グループ員は、副専攻科長及び専攻科員をもって充てる。
- 4 前項第 1 号から第 6 号に規定するグループ員は、教授、准教授、講師及び助教の中から校長が選任する。
- 5 第 3 項第 1 号から第 5 号に規定するグループ員及び第 3 項第 5 号のロに規定する副グループ長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- （基盤強化系）
- 第 5 条 基盤強化系は、本校の基盤強化及び特色あるプロジェクトの推進に係る業務を行う。
- 2 基盤強化系は、次の各号に掲げるグループをもって構成する。
- 一 グローバルアントレプレナーシップ育成グループ
 - 二 情報基盤グループ

- 三 地域連携研究推進グループ
 - 四 高度化プロジェクトグループ
- 3 基盤強化系の各グループは、次に掲げる者をもって組織する。
- 一 グローバルアントレプレナーシップ育成グループ
 - イ グループ長
グループ長は、EDGE キャリアセンター長をもって充てる。
 - ロ グループ員
グループ員は、EDGE キャリアセンター副センター長及び EDGE キャリアセンター員をもって充てる。
 - 二 情報基盤グループ
 - イ グループ長
グループ長は、情報基盤センター長をもって充てる。
 - ロ グループ員
グループ員は、情報基盤センター副センター長及び情報基盤センター員をもって充てる。
 - 三 地域連携研究推進グループ
 - イ グループ長
グループ長は、地域共同テクノセンター長をもって充てる。
 - ロ グループ員
グループ員は、地域共同テクノセンター副センター長及び地域共同テクノセンター員をもって充てる。
 - 四 高度化プロジェクトグループ
 - イ グループ長
グループ長は、教授の中から校長が選任する。
 - ロ グループ員 1名
グループ員は、教授、准教授、講師及び助教の中から校長が選任する。
- 4 前項第4号のイ及びロに規定する者の任期は1年とし、再任を妨げない。
(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。